

アリーナ整備関連調査等業務 仕様書(企画提案用)

1 業務名

アリーナ整備関連調査等業務

2 業務目的

徳島県では、音楽からスポーツまで本物を観ることができ、学会や展示会の開催にも対応する「新たなアリーナ」の整備を検討しているところであるが、県内外から多くの人を誘客し、宿泊者数の増加や地域経済の活性化を実現するためには、どのような機能や役割をもった施設が必要であるのかという「目指すべきアリーナ像」を具体化するため、全国各地の先進事例の調査等を行い、様々な視点から検討を進めるものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年6月30日(日)まで

4 業務内容

「県都とくしま」の魅力向上に向けた核となる施設として、県が示した候補地を含め「新たなアリーナ」の検討を進めている背景を踏まえ、以下の調査を通じて、今後、本県が「目指すべきアリーナ像」の具体化に向けた検討を進める。

(1) 地域のにぎわい創出を実現している(が期待される)アリーナ好事例の調査

ア 同種施設に関する事例調査

既に供用が開始され、様々なイベント等の誘致を行い、アリーナのみならず、周辺の地域に新たな人流やにぎわいを創出している好事例について、機能、構造、規模、整備費、整備・運営手法等に関する調査を実施する。

イ 今後整備予定の施設に関する事例調査

今後整備予定の同種施設のうち、まちづくりと一体となった取り組みとして進められている事例や、周辺地域への新たなにぎわいの創出が期待される好事例について、機能、構造、規模、整備費、整備・運営手法等に関する調査を実施する。

(2) 類似施設の状況整理

県内及び近隣他県における類似施設の状況を調査し、整理する。

(3) 新たなアリーナに求められる規模や機能、その他有効な附帯施設の検討

ア 施設基準等の整理

(1)及び(2)の調査を踏まえ、プロスポーツやコンサートなどの興行利用に求められる施設基準等を整理し、想定される施設規模を検討する。

イ サウンディング調査

民間事業者にサウンディング調査を実施し、適当と考えられる施設規模や、事業参画の可能性などを調査する。

(4) 本県が目指すべきアリーナの具体像の検討

(1)～(3)の調査・検討を踏まえ、今後、本県が目指すべきアリーナの具体像を検討する。

(1)～(4)のほか、業務目的を達成するために必要な取組について、自由に提案すること。

5 成果物の納入

(1) 業務完了報告書 書面5部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）

※ 調査・検討結果、目指すべきアリーナの具体像（案）を含む。

※ 県が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。

※ 調査・検討結果、目指すべきアリーナの具体像の素案を、令和6年5月31日（金）までに提出すること。

(2) その他 県が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

(3) 納入場所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県未来創生文化部スポーツ振興課スポーツ交流担当

T e l : 088-621-3237

メール : sportsshinkouka@pref.tokushima.jp

6 特記事項

(1) 業務内容等は、県と十分協議しながら進めること。

(2) 企画提案にあたっては、以下の関連資料等の内容を十分に踏まえた提案とすること。

① 徳島新未来創生総合計画（素案）

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/7212083/7212089/7235877/

② 「徳島新未来創生」政策集

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/kenseisogo/sogokeikaku/7219682/>

③ 県都とくしま まちづくり グランドデザインイメージ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/7235449/>

(3) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様と

する。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。

- (5) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て県に帰属するものとする。
また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。
- (6) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (7) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (8) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定する。